

【表紙】

【提出書類】	臨時報告書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	2018年 5 月 8 日
【会社名】	株式会社 東芝
【英訳名】	TOSHIBA CORPORATION
【代表者の役職氏名】	代表執行役社長 綱川 智
【本店の所在の場所】	東京都港区芝浦一丁目 1 番 1 号
【電話番号】	03-3457-4511
【事務連絡者氏名】	法務部法務第一担当グループ長 小野田 貴
【最寄りの連絡場所】	東京都港区芝浦一丁目 1 番 1 号
【電話番号】	03-3457-2148
【事務連絡者氏名】	法務部法務第一担当グループ長 小野田 貴
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町 2 番 1 号) 株式会社名古屋証券取引所 (名古屋市中区栄三丁目 8 番20号)

1【提出理由】

当社の連結子会社である杭芝機電有限公司(以下「杭芝」)に対して仲裁が申立てられたため、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第14号の規定に基づき、本臨時報告書を提出するものがあります。

2【報告内容】

(1) 当該連結子会社の名称、住所及び代表者の氏名

名 称 杭芝機電有限公司
住 所 中華人民共和国浙江省杭州市教工路27号
代表者 隅田 敏 董事長

(2) 当該仲裁の申立てがあった年月日等

仲裁申立日 2018年4月24日(中国現地時間)
送達日 2018年5月3日(中国現地時間)

(3) 当該仲裁を申立てた者の名称、住所及び代表者の氏名

名 称 愛之馨(上海)家化有限公司(以下「申立人」)
住 所 中華人民共和国(上海)自由貿易試験区加太路29号2号楼東部301-A06 室
代表者 曹 国平 執行董事

(4) 当該仲裁の内容及び損害賠償請求金額

申立人は、2014年8月に、光触媒製品(注)の販売代理店契約を杭芝と締結しましたが、杭芝に起因する製品不備により、販売に支障を来したとの主張のもと、同社の保有する在庫に対する補償費用等約1,100万人民元を請求する仲裁を申立てました。

(注)光触媒を使った空気浄化製品

以 上